平成２８年（フ）第５００号
兵庫県姫路市青山南３丁目７番６－103号
県営住宅青山南団地６号棟
債務者　小島　千鶴
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７１号
奈良市六条西３丁目９番17－２号
債務者　黒島　佑季（旧姓山名）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３８１号
奈良県大和郡山市小泉町3614番地１　サニーヒル小泉103号室
債務者　近藤　瑠那
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９４号
奈良県山辺郡山添村大字室津738番地
債務者　大窪美津子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番13－303号
債務者　小坂　久法
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
奈良県大和高田市大中南町１番19号　Ｍ－Ｎハイツ101号、前住所奈良県大和高田市大字市場296番地５
債務者　井戸　梨絵
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１
債務者　居川　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
鳥取県鳥取市吉方町２丁目561番地
債務者　山本　重野
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
鳥取県西伯郡南部町宮前511番地５
債務者　村上　徹弥
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３９号
鳥取県西伯郡南部町宮前511番地５
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１６１号
鳥取県境港市湊町164番地
債務者　谷畑　美香
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３６号
島根県益田市大草町106番地、前住所山口県山口市小郡下郷3045番地（山田アパート201号）
債務者　原田　裕史
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第７６３号
広島県東広島市黒瀬町楢原200番地１　木原ビル101号
債務者　**藤**村　大地
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目10番24号、前住所愛媛県今治市東門町６丁目３番５号
債務者　菊川　有恒
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７５０号
福岡県遠賀郡水巻町二西１丁目２番23号
債務者　高田　郁子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２９号
大分市大在北３丁目13番26－２号（バウハウスタジマ101）
債務者　植山　香織
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目22番１－51号
債務者　上園　慎二
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係